

兵庫県中小企業事業再開支援事業 よくあるご質問

1 制度概要

Q1 どのような制度か？

A1 事業者が従業員の労働環境確保のために取り組む接触感染や飛沫感染防止などに対して支援するもの

2 補助対象者

Q1 対象者は？

A1 兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主

主たる事務所（本社）が県外にあっても、県内の事業所は対象となります。

注）国や他の自治体、または本県が実施する同種の事業で、同一経費での重複申請は対象外です。

Q2 中小法人とはどのような事業者ですか？

A2 中小企業基本法に基づく中小企業者の要件に該当する法人です。学校法人、NPO法人等各種法人についても下記のいずれかの要件を満たす場合は対象とします。

業 種	中小企業者（下記のいずれかをみたすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
① 小売業	5,000万円以下	50人以下
② サービス業	5,000万円以下	100人以下
③ 卸売業	1億円以下	100人以下
④ 製造業その他	3億円以下	300人以下

※ 対象外

- ・政治団体、宗教上の組織・団体
- ・医療・福祉及び宿泊業 → 本事業とは別事業で県が支援を行っているため、別事業で対象となった事業（購入品等）は対象外

【参考：別事業の問い合わせ先】

- ・医療機関（施術所（あんま、鍼灸、整骨、整体）は除く）における感染拡大防止支援 → 医務課（078-362-3242）
- ・介護施設・事業所における感染症防止対策への支援 → 高齢政策課（078-362-9117）
- ・障害施設・事業所における感染症防止対策への支援 → 障害福祉課（078-362-3194）
- ・児童福祉施設（保育所、認定こども園）における感染症防止対策への支援 → お住まいの各市町保育担当課へ
- ・宿泊施設における感染防止対策への支援 → 観光推進課（078-362-3340）
- ・バスにおける感染症防止対策への支援 → 交通政策課（078-362-3885）
- ・船舶における感染症防止対策への支援 → 港湾課（078-362-9274）

Q 3 業種として、いわゆる風俗営業法に規定される風俗営業(パチンコ店、麻雀店、ゲームセンターなど)や性風俗関連特殊営業を営む者は、この支援金の対象となるのか。

A 3 感染拡大防止の観点から行う事業であり、業種を限定していないので対象になる。ただし、暴力団等反社会的勢力に係るものは対象外です。

Q 4 創業後間もない事業者は申請できますか？

A 4 令和2年9月30日までに開業届を提出された方は対象となります。

Q 5 休業要請事業者経営継続支援金をもらったが、中小企業事業再開支援金も申請できるのか。

A 5 申請は可能です。

Q 6 農家、漁業者は補助対象になるのか。

A 6 個人事業主として申請可能です。(申請時に確定申告書の提出が必須)

3 補助対象経費

Q 1 対象経費は？

A 1 従業員の安全を確保する観点から、事業所において、感染拡大を予防するために必要な経費

(対象例)

- ① 衛生管理用品 (体温計、サーモカメラ、マスク、消毒液などの消耗品)
- ② 飛沫防止対策 (アクリル板、透明ビニールシート、パーティション)
- ③ 換気設備 (換気扇、取り付け工事費、空気清浄機)
- ④ 掲示・告知設備 (掲示ボード、従業員や顧客に感染防止の取組を呼びかけるもの)
- ⑤ 消毒作業委託料 (4/7～9/30 までの分)
- ⑥ 感染防止に必要な機器リース料 (4/7～9/30 までの分)

Q 2 エアコンは補助対象なのか？

A 2 換気機能、空気清浄機能があれば補助対象とします。領収書でこれらの機能が分からない場合は、当該機能がついていることを示す資料 (カタログ、取扱説明書の該当ページのコピー) を申請書に同封して下さい。

Q 3 ○○○○を購入しようと思うが、補助対象になるのか。

(問い合わせが多いもの:「フェイスシールド」「衛生用手袋」「サーキュレーター」「網戸」「接触感染防止のためのキャッシュレス決済機器導入」については対象になるとお答えしています。)

A 3 感染拡大防止を目的とし、効果が期待できるものであれば対象ですが、判断に迷うものは、審査の際に対象外と判断される場合があるので、明確に防止対策のための物品と言えるものを申請してください。

※明らかに感染拡大防止のための物品とは言いがたいものは対象外
(対象外の例：熱中症対策のための水、浄水器等は対象外)

Q 4 資材を発注したら納期が数ヶ月後と言われたが申請可能か。

A 4 補助対象期間の間に、発注、納品、支払いが必要です。納品が10月1日以降であれば対象外となりますので、ご注意ください。

Q 5 自分で感染防止のための用品を作るために、材料を調達したいと考えているが補助対象になるのか。

A 5 材料費は補助対象になるが、レシート、領収書に「〇〇〇を製作するため」など用途を明記してください。

4 補助金額、補助対象期間

Q 1 補助額は？

A 1 税抜き価格で補助額以上の事業を実施（物品等を購入）した場合に、以下の額を定額で支給

	中小法人	個人事業主
県内に1事業所の場合	20万円	10万円
県内に2事業所以上の場合	40万円	20万円

(補助額10万円の個人事業主が9万円の経費を支出しても、補助金は支給されない)

Q 4 補助対象期間は？

A 4 令和2年4月7日（火）（兵庫県緊急事態宣言）～令和2年9月30日（水）までです。

上記期間に補助対象となる物品等を発注（契約）、納品、支払い、または、リース等し、その期間内の支払いを示す領収書が必要となります。

4 募集期間

Q 1 募集期間は？

A 1 令和2年6月30日（火）～令和2年9月30日（水）に郵送で受け付け

※ 郵送先も県HP、勤労福祉協会HPで周知

5 申請手続き

Q 1 申請手続きは？

A 1 県HPまたは勤労福祉協会HPから申請書類をダウンロードしていただき、必要事項を記載の上、添付資料と一緒に郵送してください。感染防止の観点から、持参による申請は受け付けません。

なお、申請書類は、最寄りの県民局商工労政担当課、商工会議所、商工会、信用金庫でも配布しています。

Q 2 申請に必要な書類は？

A 2 ①申請書（誓約書）

②代表者の本人確認書類

③活動実績のある事業者であることを証明する書類

（確定申告書1ページ目のコピー（受付印のあるもの）、又は開業届のコピー）

④領収書・レシートの原本（購入等したものの明細を添付のこと）

⑤振込銀行口座のコピー（見開きページ）

Q 3 領収書・レシートは原本が必要なのか？

A 3 実績に対する補助であること、誤って重複した申請を防ぐこと等から、原本を確認させていただきます。

原本の返却が必要な方は、原本に併せてコピー1部、返却先住所等を記載し返用切手を貼付した封筒を同封して下さい。なお、事務の都合上、普通郵便での返信とさせていただきます。

また、領収書・レシートの原本には確認印を、封筒には「料金不足分受取人払い」スタンプを押させていただきますのでご了承下さい。

Q 4 領収書・レシートが見当たらない。代わりに納品書では受け付けてもらえないのか。

A 4 領収書・レシートがない場合、支払いの確認が取れないので受付することはできません。

Q 5 Web申請を受け付ける補助制度では、エビデンスは基本写真で提出している。本制度の場合、領収書・レシートは写真で送付してはいけないのか。

A 5 実績に対する補助であること、誤って重複した申請を防ぐなど、補助金の適正な執行を行うために、領収書・レシートの原本の添付をお願いしています。ご協力をお願いします。

Q 6 領収書・レシートには工事一式としか記載されていないが、明細書や写真などを添付する必要はないのか。

A 6 「一式」のみの記載だと、実施内容が確認できないので、工事明細や請求明細書など実施内容が分かる書類を添付してください。

Q 7 交付申請書など申請書類がうまくダウンロードできない。切手を貼った返信用封筒を送るので一式郵送してもらえないか。

A 7 郵送での申請書類の提供は行っていません。最寄りの県民局や商工会議所、商工会、信用金庫でも配布していますのでお立ち寄りください。

6 その他

Q 1 ゆうちょ銀行口座の記号・番号では振り込めないのか？

A 1 三井住友銀行を通じて振込みますので、ゆうちょ銀行口座の場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です（記号・番号では振り込むことができません）。通帳見開きに、振込用の店名・預金種目・口座番号が印字されていることをご確認下さい。印字されていない場合、郵便局窓口で記帳してもらえます。

Q 2 補助金交付決定通知が出ないとのことだが、どうやって補助金が決定することを確認するのか。

A 2 指定口座への補助金の振り込みをもって交付決定通知といたします。振り込み後に通帳記入すると「ケンジギョウサイカイシエン」と印字されますのでご確認をお願いします。

Q 3 申請は先着順なのか。

A 3 予算額の上限に達し次第、受付は終了となりますので、早めの申請をおすすめします。